

平成27年度「就学支援金制度」と「授業料軽減助成金」について

このことにつきまして、関係書類を同封します。該当される方は、申請下さるようお願いいたします。

1. 「就学支援金」の加算支給について

すでに一律額の手続きは全生徒が終了しておりますので、今回は加算支給の対象となる世帯（A生活保護世帯 B住民税が「非課税」の世帯 C住民税が「均等割のみ」の世帯 D住民税所得割のうち、区市町村民税が「一定額未満」の世帯）についてのみ必要な手続きで、学校に在籍する全ての生徒さんに必要な手続きではありません。

「一定額未満」等の詳細につきましては同封の「加算手続きのお知らせ（旧制度用）」をお読みになり、手続きしていただきますようお願いいたします。加算支給の申請につきましては、お預かりした書類をそのまま東京都にお渡し致します。記入漏れなどないようにお願いします。

① 提出書類

加算支給②（7～翌年3月）の申請は次の（1）・（2）・（4）の書類（（4）は一定額未満の世帯のみ）を、また、昨年度加算支給②の申請をしなかった方で加算支給に該当すると思われる方は加算支給①（4～6月分）も加え、（3）の書類も同封して下さい。封筒に入れて糊付けしていただき、「加算手続きのお知らせ（旧制度用）」4頁下のチェックラベルを記入して封筒右上に貼付して提出して下さい。

- （1）「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」（様式第2号）
- （2）所得確認書類「平成27年度住民税（非）課税証明書（全部事項証明）」等
- （3）所得確認書類「平成26年度住民税（非）課税証明書（全部事項証明）」等
- （4）19歳未満の扶養親族全員についての健康保険証の写し（一定額未満の世帯のみ）

②提出期限

学校事務窓口 7月8日（水）まで【期限厳守】

2. 「授業料軽減助成金」について（平成27年度は6月下旬から7月上旬に申請書配布となります。）

お知らせ及び申請書は、学校にお届けの住所が東京都の方にお配りします。

保護者（申請者）と生徒が、平成27年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方が手続きできます。

- A 生活保護世帯
- B 平成27年度の住民税が非課税・均等割のみの世帯
- C 平成27年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が年額 18,900 円に次の①、②の合算額を加えた額未満の世帯
 - ① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円
 - ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円
- D 平成27年度住民税が一定基準以下の世帯・・・「授業料軽減助成金のお知らせ」の基準税額表でご確認下さい。

「授業料軽減助成金」につきましては、（公財）東京都私学財団ホームページにおいて6/18からダウンロードすることもできます。

なお、「授業料軽減助成金」の申請書の提出先は（公財）東京都私学財団となります。

「就学支援金」と「授業料軽減助成金」それぞれに申請手続きが必要となります。「就学支援金」の加算支給の対象となる方は「授業料軽減助成金」も支給対象になります。必ず申請下さい。

以上、就学支援金の問い合わせにつきましては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814 に、授業料軽減助成金の問い合わせにつきましては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925 に直接お問い合わせ下さい。申請書用紙の入手については学校事務局 03-3811-0636 までお願いします。